

## 権現堂公園をご利用の皆様へお知らせ

日頃より、当公園をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

消費税率の引き上げに伴い令和元年10月1日から利用料金を次のとおり改定させていただきます。

なお、10月1日以降のご利用につきましては、9月30日以前の利用申請を受け付けた場合にあっては、改正後の新料金が適用されます。

皆様ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

権現堂公園管理事務所

### 有料施設（球技広場）

区 分	現行料金	新料金
全 面 1 時間当たり	1, 2 4 0 円	1, 2 8 0 円
半 面 1 時間当たり	6 2 0 円	6 4 0 円
1 / 4 面 1 時間当たり	3 1 0 円	3 2 0 円

- ・少年サッカー、ソフトボール及び少年野球の利用の場合は、全面の利用とする。
- ・県外に住所を有する者に係る利用料金は、上記の金額にそれぞれ当該金額の100分の50に相当する額を加えた額とする。
- ・「障害者の利用にかかる公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例（昭和58年埼玉県条例第8号）及び「障害者の利用にかかる公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則（昭和58年埼玉県規則第32号）の規定の該当者が使用する場合は、免除します。該当者とは、「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの所持者及びその介護者1名」をいう。
- ・国又は地方公共団体が主催する事業に使用する場合は、免除とすることができる。
- ・国又は地方公共団体が共催する事業に使用する場合は、表の金額の半額とすることができる。
- ・地方公共団体が運営する実行委員会主催事業に使用する場合は、免除とすることができる。
- ・学校教育法による学校及び児童福祉法にいう児童福祉施設が主催する行事については、表の金額の半額とすることができる。
- ・マスコミ等（新聞、テレビ、ラジオ、出版物、通信情報サービス等）に使用する場合において、権現堂公園のPRに資すると認めるときは、免除とすることができる。

### 行為許可

行 為	区 分	現行料金	新料金
物品の販売その他の営業行為 （興行を除く。）をする場合	1㎡当たり半日（4時間以内）	※ 7円	※ 7円
	1㎡当たり一日（4時間を超えて8時間以内）	※ 14円	※ 14円
	8時間を超えて1時間延長ごと	※ 2円	※ 2円
興行を行う場合	1㎡当たり半日（4時間以内）	※ 8円	※ 8円
	1㎡当たり一日（4時間を超えて8時間以内）	※ 17円	※ 17円
	8時間を超えて1時間延長ごと	※ 2円	※ 2円
業として写真を撮影する場合	1件当たり半日（4時間以内）	360円	※ 360円
	1件当たり一日（4時間を超えて8時間以内）	720円	※ 720円
	8時間を超えて1時間延長ごと	90円	※ 90円
業として映画等の撮影をする場合	1件当たり半日（4時間以内）	14,600円	14,800円
	1件当たり一日（4時間を超えて8時間以内）	29,200円	29,600円
	8時間を超えて1時間延長ごと	3,650円	3,700円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをする場合	1㎡当たり半日（4時間以内）	※ 4円	※ 4円
	1㎡当たり一日（4時間を超えて8時間以内）	※ 8円	※ 8円
	8時間を超えて1時間延長ごと	※ 1円	※ 1円
広告物の表示	表示面積1㎡当たり 一日	2,050円	2,080円
	8時間を超えて1時間延長ごと	260円	260円

- ・新料金の「※」表示金額について、表の行為許可のうち「物品の販売その他の営業行為（興行を除く。）をする場合」、「興行を行う場合」、「競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをする場合」は、表に掲げる額に許可対象となる数量を乗じて得た額に105分の110を乗じて得た金額とし、その金額に1円未満の端数があるときは切り捨てる。
- ・新料金の「※」表示金額について、表の行為許可のうち「業として写真撮影を撮影する場合は、表に掲げる金額に108分の110を乗じて得た金額とし、その金額に1円未満の端数があるときは切り捨てる。
- ・行為に要する面積が1㎡未満であるとき、又はその面積に1㎡未満の端数があるときは、1㎡として計算する。
- ・県外に住所を有する者が行為をする場合は、上記の金額にそれぞれ当該金額の100分の50に相当する額を加えた額とする。
- ・「障害者の利用にかかる公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例（昭和58年埼玉県条例第8号）及び「障害者の利用にかかる公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則（昭和58年埼玉県規則第32号）の規定の該当者が使用する場合は、免除します。該当者とは、「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの所持者及びその介護者1名」をいう。
- ・国又は地方公共団体が主催する事業に使用する場合は、免除とすることができる。
- ・国又は地方公共団体が共催する事業に使用する場合は、表の金額の半額とすることができる。
- ・地方公共団体が運営する実行委員会主催事業に使用する場合は、免除とすることができる。
- ・学校教育法による学校及び児童福祉法にいう児童福祉施設が主催する行事については、表の金額の半額とすることができる。
- ・マスコミ等（新聞、テレビ、ラジオ、出版物、通信情報サービス等）に使用する場合において、権現堂公園のPRに資すると認めるときは、免除とすることができる。